

には十分気を付ける必要があるとも言われている。

県内でも「ジビエ」を活用している事例は数カ所あるが、「ジビエ」として活用できるかどうかは、捕獲時や捕獲後の処理技術などに大きく左右されるため、捕獲の方法や仕留めた後の血抜き、解体といった処理を迅速かつ適切に行う必要がある。

鬼北町のように、罨猟で捕獲された鳥獣が3分の2を占めるなど、駆除を目的に捕獲された鳥獣をジビエとして活用するにはリスクが大きく、現在のところ町として取り組む考えはない。

【生活保護について】

問 町内の生活保護受給世帯数と高齢者世帯数について

答 鬼北町では、平成27年4月末日現在82世帯、91人が生活保護を受給され、うち51世帯52人が65歳以上の高齢者のみで構成された世帯となっている。

問 相談件数、申請件数、保護開始件数の状況について

答 本町は、生活保護の審査・決定を行う福祉事務所を設置していないため、審査・決定等については愛媛県南予地方局が行っている。平成26年度における相談件数は、町と南予地

方局併せて16件、受理件数は13件、うち保護開始となったのは8件となっている。

問 相談にあたっての基本姿勢について

答 生活保護の相談・申請については、町または南予地方局の生活保護の窓口で受け付けているが、申請があれば地方局の担当職員が申請者の家庭を訪問して資産などの調査を行い、保護が必要かどうかを決定することになっている。町にその裁量や権限はないため、生活保護の認定および制度の運用については、南予地方局による厳正な審査のもと、適正に運用されているものと考えている。

高齢化の影響等により、今後も生活保護の申請は増えてくるものと思われるが、生活保護は社会保障の最後のセーフティネットと言われていくように、真に生活に困窮している人が受給できることで安心した生活が保障されることが重要である。

今後においても、南予地方局との情報の共有等連携を図り、保護申請時の厳格な対応による不正受給の未然防止や、現在保護費が支給されている方についても就労支援や生活指導に努め、生活保護制度の適正な運用を図っていききたい。

【南海トラフ大地震を想定した公助について】

問 福祉避難所は計画されているか。

答 「福祉避難所」とは、災害が発生したときに、既存の施設を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者、妊産婦など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、特別な配慮がなされた避難所の事であり、平成27年6月1日現在、5箇所を指定しているところである。

具体的には、鬼北町と社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会および宇和島地区広域事務組合との間で「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を結んでおり、「鬼北町総合福祉センターひまわり」、「鬼北町日吉中央集会所」、「特別養護老人ホーム勝山荘」、「特別養護老人ホームひろみ奈良の里」、「養護老人ホーム広見広葉荘」の5施設となっている。

問 資機材の整備、企業・民間会社との応援協定の締結について

答 避難所生活に欠かせない資機材については、大字奈良の水防倉庫および防災センターに発電機、毛布、おむつ等を装備している。

また、平成26年度から、各地区の中心的な避難所に防災倉庫を設け、簡易の組み立て式トイレ、テント、

リヤカー、毛布、寝袋、防寒シート、おむつ、ブルーシート等を装備することとし、現在、防災センター、愛治公民館、日吉住民センターの3箇所に設置しているが、引き続き、計画的に整備していきたい。

企業・民間会社との生活必需物資の調達・救済物資の提供等の協定の締結については、平成27年6月1日現在で、9業者と締結している。調達・救済物資の内容は、生活必需物資、仮設住宅およびトイレ、LPガス、飲料水、日用生活雑貨、衣類、食料品等となっている。

問 広域防災活動要領の策定の取組み状況について

答 愛媛県が平成27年3月に策定した「愛媛県広域防災活動要領」によると、本町に直接関係する広域防災拠点は、「進出・活動拠点」が「鬼北総合公園」、「物資拠点」が宇和島市三間町の「道の駅みま」となっている。

本町としては、この要領に基づき、県の指定した広域防災拠点からの受入手順や連絡方法、被害情報の収集および提供などの受け入れ体制の構築に向けて準備を進めていきたいと考えている。